

日インドネシア経済連携協定署名 ～2007年8月20日～

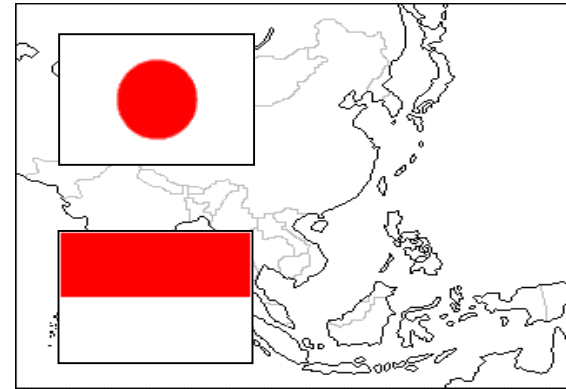
- 目次 -

●日インドネシア関係基礎情報	1
●物品の貿易(総論)	2
・物品の貿易(鉱工業分野)	3
・物品の貿易(農林水産分野)	4
●投資	5
●サービス	6
●エネルギー・鉱物資源	7
●自然人の移動及び関連する協力	8
●その他(税関手続、政府調達、競争、知的財産)	9
●協力	10

日インドネシア関係基礎情報

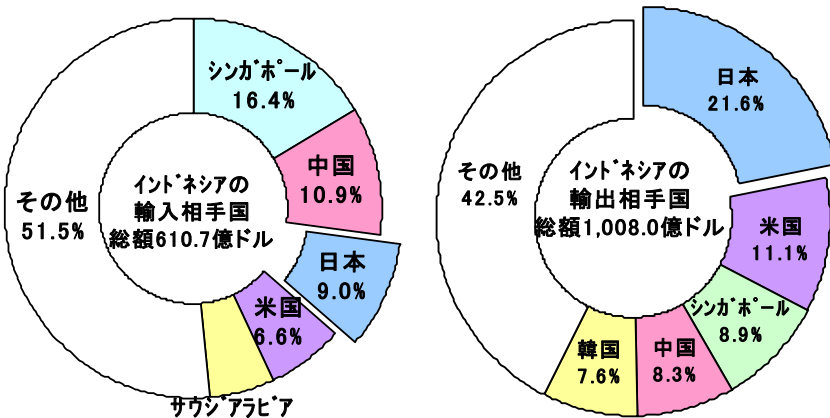
1. 東南アジアの大国・戦略的要衝

- 約2.2億人の巨大市場(世界第4位)。
 - 東南アジアの大国、世界最大のイスラム人口。
 - 我が国輸入原油の約90%がインドネシア周辺を通過。
- インドネシアとの関係は戦略的な重要課題。



2. 東アジアにおける経済パートナー

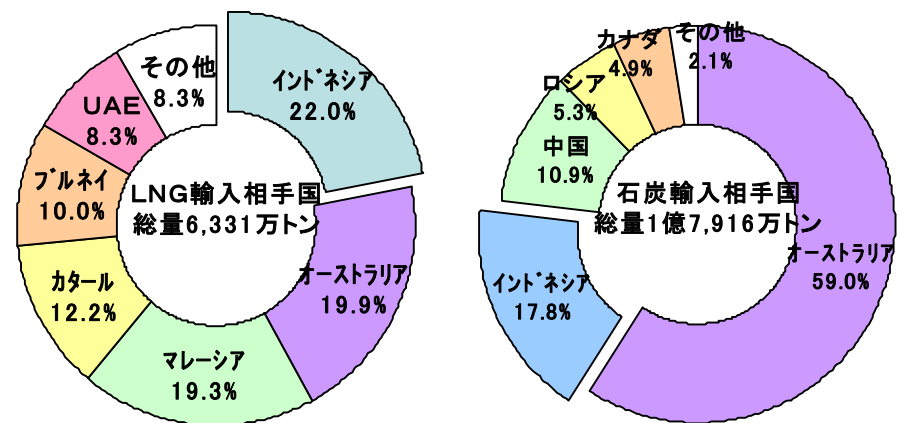
インドネシアにとって、我が国は輸出・輸入とも主要貿易相手国。我が国にとっては、第11位の貿易相手国。



出典: インドネシア商業省(2006年)

3. 我が国エネルギー資源輸入の割合

我が国の重要なエネルギー供給国。特に、液化天然ガス(LNG)では最大の供給国。

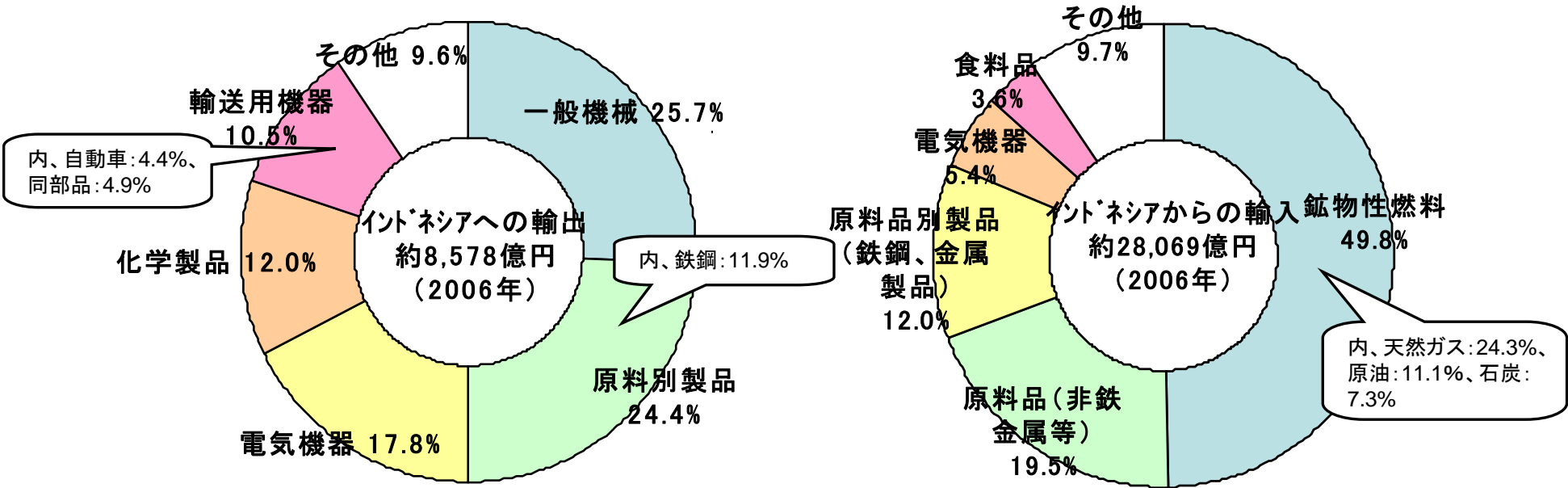


出典: 財務省貿易統計(2006年)

物品の貿易(総論)

両国の往復貿易額(2004年5月~2005年4月貿易実績)の約92%が無税に

- ・インドネシアへの輸出額の約90%(注)が無税に(2004年5月~2005年4月貿易実績では無税の割合は約34%)
- (注:鉄鋼の特定用途免税を含めると実質96%前後)
- ・インドネシアからの輸入額の約93%が無税に(2004年5月~2005年4月貿易実績では無税の割合は約71%)



出典:財務省貿易統計

物品の貿易(鉱工業分野)

<インドネシアによる市場アクセスの改善>

1. 自動車・自動車部品(現行関税率:0~60%)

完成車:

- 3000cc超乗用車(45, 60%): 2012年までに関税撤廃
- その他完成車(含バス・トラック)(5-60%): 大部分は2016年までに5%以下に関税撤廃/削減

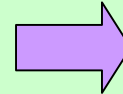
自動車部品(0-60%):

CKD(※)を始めとして、大部分は2012年までに関税撤廃

※現地組立て用の完成車の全部品一式

2. 鉄鋼(現行関税率:0~20%)

自動車・同部品、電気・電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる高級鋼材



関税(5-20%)の不適用措置(特定用途免税制度)

3. 電気・電子機器(現行関税率:0~15%)

即時撤廃、或いは大部分が2010年までに段階的に関税撤廃

<日本による市場アクセスの改善等>

ほぼ全ての鉱工業品の関税を即時に撤廃

二国間の産業協力(製造業開発センター・イニシアティブ)

両国政府は、それぞれの産業界の参加を得て、インドネシアの製造業の競争力向上を目的とした協力を行う。

物品の貿易(農林水産分野)

日本による市場 アクセスの改善

● 熱帯果実

・ 生鮮バナナ

関税割当; 年間1,000 t (10%, 20%→0%)

・ 生鮮パイナップル(900g未満)

関税割当; 段階的に割当数量を増やし、5年目には、年間300 t (17%→0%)

● 林産物(合板を除く)の即時関税撤廃(0~6%→0%)

● えび、えび調製品の即時関税撤廃(1~5.3%→0%)

● ソルビトール(菓子、佃煮等に使う甘味料)

・ 関税割当; 年間25,000 t (枠内税率 3.4%)

・ 枠外税率の削減(7年間で17%→12%)

インドネシアによる市場 アクセスの改善

● 温帯果実の即時関税撤廃

・ ぶどう(5%→0%)



・ りんご(5%→0%)



・ かき(5%→0%)

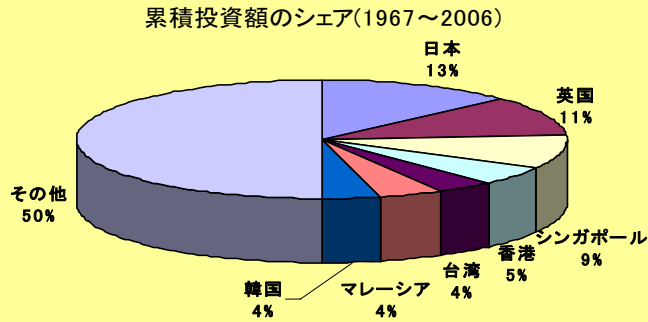


など

投資

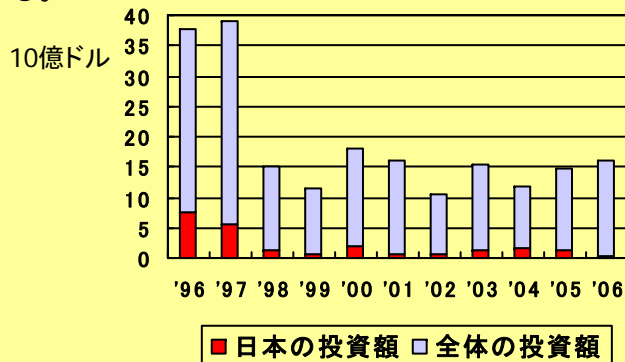
日本からの累積投資

- ・日本からの過去の累積投資額は約395億ドル。
- ・全累積投資額に占めるシェアは13%(1967年～2006年)で世界各国・地域で第1位。



対インドネシア投資総額と日本からの投資額の推移 (1996年～2006年)

・アジア経済危機以降は、相対的に低水準で推移してきており、今回のEPAを契機に投資が増加することが期待される。



出典: 投資調整庁 (2006年)

投資の保護及び自由化の促進により、二国間の投資の拡大・円滑化を制度的にサポート

- **投資家及び投資財産の保護**: 広範な投資財産の保護
- **内国民待遇 (NT)**: 留保分野を除いて自国の投資家及びその投資財産に劣らない待遇を付与
- **最恵国待遇 (MFN)**: 留保分野を除いて第三国の投資家及びその投資財産に劣らない待遇を付与
- **パフォーマンス要求の禁止**: 留保分野を除いて投資活動を行うための条件の要求(輸出要求、国内調達要求等)を禁止
- **国対投資家の紛争解決**: この協定の義務違反に対し、投資家が投資受入国をICSID等による国際仲裁に付託できることを確保

インドネシアの留保に関する成果

- 協定発効日現在、NT・MFN・パフォーマンス要求禁止の各義務に抵触する規制がなく、将来に向けてもこれらの規制に係る留保を行わなかった分野: 多くの製造業分野(自動車・同部品、電気・電子、鉄鋼、産業機械等)、自動車関連サービス(二輪を除く)ほか
- 協定発効日現在、NT・MFN・パフォーマンス要求禁止の各義務に抵触する規制があるため留保しているが、将来において、当該規制を強化しないこととした分野: 電力分野、石油・ガス分野等100分野 (注: エネルギーに関連した分野は3年後の見直し条件つき)

サービス

【総論】

金融、建設、観光、製造業関連、電気通信、映像・音響、運送等の分野において多くの成果

【主要各論】(インドネシア側の約束)

●金融サービス	銀行・証券・保険の高い自由化レベルを約束、保険・証券の最恵国待遇(MFN)の獲得、金融リースにおける更なる自由化 例:外資比率の約束の改善:銀行(99%)・証券(99%)・保険(80%)、金融リースにおける外国からの資本借入規制の緩和(自己資本の5倍→10倍)
●建設サービス	最恵国待遇(MFN)の獲得
●観光サービス	規制緩和を含めた更なる自由化 例:旅行代理店及びツアー・オペレーター・サービスの提供者数の上限緩和(30ヶ所→35ヶ所)
●製造業関連サービス(補修・修理、卸売り、コンピュータ関連)	現行法令の適用を維持(時限付き) 例:コンピュータ関連:日本資本100%(3年間)、家電、事務機器等の補修・修理業:日本資本100%(10年間)等
●電気通信サービス	約束サービス範囲の拡大、外資規制の緩和 例:専用線・情報及びデータベースのオンラインでの検索等5分野を新たに約束、外資比率の約束の改善(35%→40%)
●映像・音響サービス	新たな約束 例:映像及びビデオテープの制作及び配給のサービス、映画の映写サービスを新たに約束(日本資本40%)
●運送サービス	新たな約束 例:乗組員を伴わない船舶のレンタルサービスの約束

エネルギー・鉱物資源

1. 投資環境の整備

- ・投資環境に影響を及ぼしうる措置の透明性確保・協議

2. 規制措置・輸出許可手続採用時の対応

- ・新たな規制措置導入の際の両国間の通報
- ・規制措置適用時の既存の契約関係をめぐる混乱の回避
- ・輸出許可手続の透明性確保

3. 政策対話の枠組みの構築

- ・EPAの下でエネルギー・鉱物資源小委員会を設置
(エネルギー安全保障や競争的な市場の発展等に関する討議)

4. 具体的な協力案件の実施

- 石炭液化技術、省エネ支援、発電所環境モニタリング他.

5. 環境に対する配慮

エネルギー・鉱物資源章の期待される効果

日本

- ・エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保
- ・インドネシアによる規制措置・輸出許可手続採用時の対応

投資・協力

政策対話

安定供給

インドネシア

- ・投資環境整備
- ・生産増強
- ・環境への配慮

自然人の移動及び関連する協力

1. 協定の枠組み

6つの区分についてそれぞれ定める条件に従って、自然人の入国及び一時的な滞在を許可する。

短期の商用訪問者

企業内転勤者

投資家

自由職業サービスに従事する者

契約に基づき専門業務に従事する者

看護師・介護福祉士候補者

2. 主要な合意事項

(1) 看護師・介護福祉士候補者の受入れ

- ・国家資格の取得のための必要な知識及び技術の修得
(日本における滞在期間: 看護師候補者は上限3年、介護福祉士候補者は上限4年)
- ・国家資格を取得した者は、看護師・介護福祉士として引き続き就労可能

(2) ビジネス環境の改善のため、インドネシアに於いて行われる日本企業のビジネス活動に関する手続の簡素化

- ・関連する許可・登録等の手続の迅速化・適正化

(3) 関連する協力として、研修及び実習に係る制度の対象職種を観光分野に拡大することを前向きに検討

- ・対象: 観光アカデミー(インドネシアのホテル学校)の卒業生

その他(税関手続、政府調達、競争、知的財産)

1. 税関手続

- ・予見可能性、一貫性及び透明性のある税関手続
- ・税関手続の簡素化及び調和
- ・税関当局間の協力及び情報交換

2. 政府調達

- ・政府当局間の情報交換(日本側:外務省、インドネシア側:国家開発企画庁)

3. 競争

- ・反競争的行為(カルテル等)に対する取組による競争の促進
- ・競争当局間での情報交換、執行活動の調整を含む協力
- ・競争政策の強化と競争法実施に係る技術協力活動

4. 知的財産

【総論】

- 知的財産(注)の十分、効果的かつ無差別的な保護の確保(内国民待遇・最恵国待遇の原則に基づく知的財産の保護)

(注)特許、意匠、商標、著作権及び関連する権利、植物の新品種、不正競争の防止等

- 知的財産分野での協力及び協議メカニズム

【各論】

- 知的財産関連手続の簡素化・透明化

①公証義務の原則禁止、②包括委任状制度の導入 等

- 知的財産の保護の強化

①特許審査・審判結果の提供に基づく早期審査制度の導入、②部分意匠保護制度の導入、③外国周知商標保護制度の導入、④不正競争行為の禁止 等

- 権利行使の強化

①税関差止め対象を輸出品に拡大、②著作権侵害物品の積み戻し禁止対象化 等

